

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

64

安保条約に代る新条約に関する件

三四、七八、米保長

安保条約改訂は歴代内閣の懸念であったが、その理由は、現行安保条約に対する国会内外の過度なる非難攻撃の種子を除去し、もつて米国との安全保障体制をより安定した持続性ある基礎の上に置かんとするに在つたことは疑を容れない。同時に、現行条約成立以来の所謂わが国の国際的地位の向上、自衛力の増強、並びに特に一昨年米軍の撤退が進行して今日では才女艦隊が横須賀等を基地として保有する他は戦斗力ある部隊は僅少の歩兵のみであつてこれも更に撤退の一途にある事実、等よりして条約改訂を適当とする実質的事態も進展しているのである。斯る背景の下に、新条約の内容は以

下述べる通りである。

一、国際平和維持及び国連憲章との関係

現行条約はわが国の国連加盟前に締結された関係もあり国連憲章との関係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例に従い、両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、更に国連の機能強化に協力するものなることを認める、又本条約の規定は、国連憲章に基く締約国の権利義務なしし国連自体の責務には影響しないことを明にする。

二、政治的経済的協力

日米安全保障関係はより広い両国の協力関係を基礎としてのみ

持続性と安定性を保ち得るものなるにかんがみ、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努力するものなることを謳り。

三、援助義務

(1) 現行条約は、米国に日本駐兵の権利のみを認め、米国は何等の義務を負つていないと、いう点において一方的である。
トスヌエラモヒタ
軍の撤退が進めば進む程、条約上米国が日本の援助義務を負うことが重要となる。

(2) 米国が相手国の援助義務を負う場合、場合は相互援助の形をとることが堅い原則となつております。これに対しても、わが方

には憲法的政治的諸制約があつて通常の相互援助方式は採り得ない。即ちわが方が憲法的制約の枠を超えることなく米側が日本援助義務を引受けける点が新条約の焦点である。

(3) 通常の相互援助条約は、締約国は互に相手方の領土に対して攻撃があつた場合相手方を援助する形をとるが、わが方に関しては、憲法上許される防衛力は日本自身の自衛に必要な最少限であることや、海外派兵論を誘発すること等からして、米国の領土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。又沖縄小笠原に關しても、国内には米国が施政権を行使し乍ら日本に援助の義務だけを課するのは不當であるといふ様な論議を為す向もあり、又沖縄小笠原を条約地域に含めれば即ちN.E.A.T.O.結

レ
ホウジイナム
ホウジイナム
ホウジイナム
ホウジイナム

成であるとの言い懸りに惑はされる向もあるので、それまた条約地域に含めないと適当とする。

(2) 依て新条約では、兩締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自國の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続にて従つて行動することとする規定を置くこととする。「共通の危険」云々の表現は米国の援助義務の表現として確立した用語であり、又日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の運動に他ならない。

四 施設区域使用

(1) 日本の安全並びに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑制力として猶日本に駐留することが必要であり得策である。然し内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行条約が米軍の駐留の権利を認めていた形を改め、新条約では、前記の目的に必要な限度で米軍に日本の施設区域の使用を許する形とする。

(2) 従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由であり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、日本はその知らぬ間にあるいはその意に反して戦争に捲込まれるとの議論が免えなかつたが、新条約の一環として、交換公文において、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する

重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨をはつきりさせることとする。

三、防衛協力

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、『自助及び相互援助の精神を謳う』所謂ヴァンデンベーグ決議を体した条文を置くことが堅い原則となつてあり、米上院が固執する既成の字句が固つている。本来この規定は、安全保障の取極をする以上、自らは手を拱いて万事相手方に依存することではならないとの精神規定であるが、わが国の場合は憲法との関係で誤解を招かない様

碑三

(オエノリカニシテルハアワ)

特に既成の字句に手を加へ、(以下引用中括弧内は米国の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。)「締約国は、個別的に及び相互に協力して(単独に及び共同して)、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの ability (個別的及び集団的能力)を、『憲法の規定に従うことを条件として』維持し發展させる。」との規定を置く。なおこれは精神規定であるので、条約では援助義務の規定より前に置くこととなる。

六、協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、又日本の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じ

たときは、いつでも協議するものなることを明にする。(協議のための機関としては、従来の安保委員会の如きものを存続することも考へられる。)

六 期限

(1) 「現行条約は期限の定めのないことが非難の対象となつて来たが」新条約も、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをするまでの措置であるとの建前は崩せず、双方が斯る措置が採ることでいかんばれ出來たと認めたときは失効することとする。

(2) 然し乍ら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であるので、発効後十年を経過した後は一年の予告で廢棄し得る形とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全保障

七 条約に關する爾余の諸点

取極としては十年位の期間を安定させることが適当である。

- (1) 現行条約中間接侵略に關して日本側の明示の要請ある場合米軍を使用し得るとの規定は独立国として適しからざるのみならず実情に則せず、「旁々過剰防衛の危険ありとの論議もあるので、斯の種規定は置かざることとする。もつとも日本の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂間接侵略も安全に対する脅威に他ならないから、間接侵略に就ても協議の対象となることは勿論である。
- (2) 第三国軍隊の基地使用、通過等の制限に關する現行条約第二条の規定は新条約には置かない。

九

行政協定

(1) 新条約においても現行安保条約と同様に米軍の駐留及び日本の施設区域使用が予定されているから、新条約と共に現行行政協定に代る同種の協定を作る必要があり、なお新協定は国会の承認を求めるとしてする。

(2) 一般に行政協定は占領の継続の如き感をもつて觀られる傾があるが、仔細にその規定を検討すれば、外國軍隊の駐留を前提とする他の国際協定、例へばNATOの駐留軍の地位に関する協定とも大同小異の内容であり、しかも受入国自身の軍隊の地位や軍隊相互間の関係等の事情の相違、NATO協定の枠内で二国間に取極められている公表又は秘密の個別協定の存在等も併せ

て考慮せば、行政協定と他の諸協定の実質的相違は實際には限られたものである。

(3) 今までの交渉において、米側は、(1)防衛分担金条項を削除すること、(2)米軍関係契約に從事する特殊契約者に関して新規制限規定を設けること、(3)民事請求権に関する第十八條をNATO協定に準じて全面的に改善すること（即ち請求権の相互放棄は自衛隊米軍間とし、才三者に対する民事補償の原因たる行為の公務非公務決定は日本人たる裁判者による等）、等よくわが方の要望を容れた点あり、他面(4)施設及び区域に関する米軍の権利についての規定は新条約において米軍が新に義務を負うとの事情もあつて米側としては譲り難いとし、又(5)通関、調達、

外
心
アリヤ?
六月四日
さやい

労務等については運営の改善には努むべきも協定の改正は困難なりとの態度を持しているが、これを要するに、行政協定改訂問題は、本条約改訂を旨とする今般の交渉の基礎の上において交渉の限界に達したと謂うべきであつて、行政協定上の諸问题是今後共運営の改善により解決を図るに努め、更に将来必要に応じ協定の改訂条項を採用して所要の調整を加へて行くべきである。